

<都市住民等との交流を実施している事例>

○ 祇園坊柿のオーナー制度で都市住民との交流

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	広島県山県郡安芸太田町・寺領・月の子			
協定面積 20ha	田（80%）	畑（20%）	草地	採草放牧地
	水稲	祇園坊柿		
交付金額 352万円	個人配分			50%
	共同取組活動 (50%)	役員手当		6%
		機械購入助成		3%
		環境整備費		9%
		研修費		5%
		事務費		0%
積立金		27%		
協定参加者	農業者 60人			

2. 取組に至る経緯

当地域も、年々、過疎・高齢化が進み、農家の後継者が不足し、このままでは農地の維持が難しくなる。そんな危機感から1期対策では、別々の町で其々協定を締結していた寺領地区と月の子地区が、町村合併を機に合併した「寺領・月の子集落協定」を締結し、共同で取り組むこととなった。

3. 取組の内容

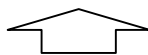
- ・ 周辺協定集落と連携し、祇園坊柿等の農作業の共同化や祇園坊柿のオーナー制度の実施
- ・ 農道、水路等の維持管理を共同で実施
- ・ 自助、共助による集落維持への取り組みの実施



祇園坊柿のオーナー制度収穫風景

【集落の将来像】

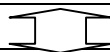
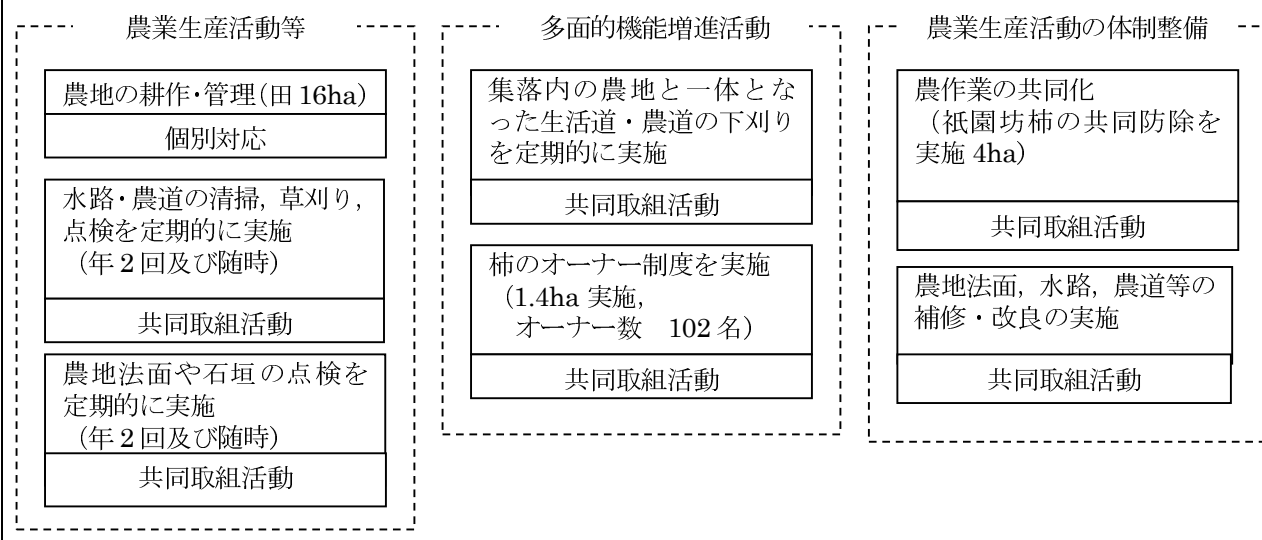
- 地域特産である祇園坊柿を中心として集落営農の確立
- 農作業の共同化による祇園坊柿及び水稻の生産コスト削減
- 周辺協定集落間における連携強化



【将来像を実現するための活動目標】

- 祇園坊柿のオーナー制度への取り組みと都市との交流事業の実施
- 祇園坊柿等の共同防除等の実施
- 農道、水路等の管理による農地の維持、保全
- 自助、共助による集落維持への取り組みの実施

【活動内容】



集落外との連携

- 祇園坊柿を地域の特産品としている周辺の 3 協定と連携して祇園坊柿のオーナー制度及び共同防除等を実施。

4. 取組による変化と今後の課題等

取組による変化

- ・ 全ての面において、共同での取り組み活動が増えた。
- ・ 高齢者・女性の活動が活発になった。
- ・ 共同の取組活動により集落内の景観がよくなった。
- ・ 祇園坊柿のオーナー制度により地域に訪れる人が増えた。
- ・ 祇園坊柿等の加工が盛んになった。

今後の課題

- ・ 共同取組活動の継続及び充実
- ・ 担い手及び組織経営体の育成
- ・ 周辺協定との更なる連携強化
- ・ 農作業の共同化による水稻生産のコスト削減

【平成 21 年度までの主な成果】

- 柿の共同防除の実施 (H21 実施 4 ha, 目標 3.7ha)
- 柿のオーナー制度の実施 (実施面積: 1.4ha, オーナー数 102 名)